

有価証券報告書の適正性に関する確認書

2019年5月29日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

| | |
|---------------|--|
| 本店所在地址 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング |
| 不動産投資信託証券発行者名 | 日本リテールファンド投資法人 (コード: 8953) |
| 代表者の役職・氏名 | 執行役員 難波 修一 (署名) |
| |  |

当投資法人の執行役員である難波修一は、当投資法人の2018年9月1日から2019年2月28日までの第34期事業年度の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

記

1. 当投資法人の仕組みについて

当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。当投資法人は投信法の規定により、資産の運用に係る業務等を三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に、投資主名簿管理、会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務及び資産保管業務に係る事務を三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「一般事務受託者」といいます。）に、それぞれ委託しております。また、当投資法人の会計監査人は、PwCあらた有限責任監査法人です。

資産運用会社においては、当投資法人の資産運用を行うリテール本部及び当投資法人の経理・決算・税務・情報開示に関する事項等を担当するコーポレート本部が有価証券報告書の作成に係る情報集約と内容の正確性の確保に努めています。

2. 有価証券報告書の作成プロセス

資産運用会社は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、コーポレート本部が有価証券報告書の作成に必要な全ての情報をリテール本部等から集約し、記載情報の正確性等の検証を行い、有価証券報告書の原案を作成しております。当該有価証券報告書は、かかる原案について当投資法人役員会の承認の後、提出しております。また、記載内容については、法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計に関する部分について会計監査人による監査を受けております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 有価証券報告書を適正に作成するための十分な体制及び作成プロセスが上記1. 及び2. のとおり構築されており、かつ実施されていること。
- (2) 上記（1）の体制及び実施の状況等について、資産運用会社では、内部監査規程に基づき毎年内部監査を実施し、内部管理態勢等の状況及び内部管理体制の有効性を評価・検証していること。
- (3) 資産運用会社から、当投資法人の資産運用の状況等について月2回程度の頻度で開催される当投資法人の役員会において報告を受けており、上記（1）の体制及び実施の状況等について確認していること。
- (4) 一般事務受託者から提出される会計帳簿及び資産運用会社の役職員から受領した当投資法人に係る重要な情報等に基づき、当該有価証券報告書が作成されていること。
- (5) 当投資法人の会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人から、当該計算期間に関する金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受け、また、同法同条に基づく監査報告書を受領していること。
- (6) 有価証券報告書の作成にあたって、金融商品取引法、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の関係法令に関し、法律事務所から助言を得て適法性を確認していること。

以上